

# を改正します 皆さまのご理解とご協力を

## 給与支払報告書および 公的年金等支払報告書の電子データによる提出の義務化

所得税に係る給与所得の源泉徴収票や公的年金等の源泉徴収票に記載すべき事項を電子データ（e-Taxや光ディスク等）で提出しなければならない方は、給与支払報告書、または公的年金等支払報告書に記載すべき事項を電子データ（eLTAXや光ディスク等）により、市町村長に提出しなければならないとなりました。

## 平成27年度からの改正点

### 住宅ローン控除の延長および拡充



個人市県民税の住宅ローン控除について、適用期限（現行平成25年12月31日）が平成29年12月31日まで4年間延長されました。さらに平成26年4月から平成29年12月までに居住を開始した人で、住宅取得に係る消費税等の税率が8パーセント、または10パーセントの場合は、控除限度額が拡充されます。

居住年	平成25年12月まで（現行）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）

- ※1 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、上記の控除限度額の範囲内で市県民税から控除するものです。
- ※2 平成26年4月から平成29年12月までの金額は、消費税率が8パーセント、または10パーセントである場合であり、それ以外の場合、控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5パーセント（最高97,500円）です。

### 上場株式等の譲渡所得等および 配当所得に係る10パーセント軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る10パーセント軽減税率（所得税7パーセント、市県民税3パーセント）の特例措置が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は、20パーセント（所得税15パーセント、市県民税5パーセント）の税率となります。

### 非課税口座内の少額上場株式等に係る 配当所得および譲渡所得等の非課税措置の創設

平成26年から平成35年までの各年に金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において、毎年新規投資額で100万円を上限に、5年以内に支払いを受けるべき配当所得および譲渡所得等について、非課税とすることとされました。

■問合せ 市庁舎本館市民税課 市民税係 TEL0897-52-1317